

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年5月30日

【発行者の名称】

エネルギーパワー株式会社
(ENERGY POWER CO., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 米澤 量登

【本店の所在の場所】

大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目1番10号

【電話番号】

06-6267-0107 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長 鈴木 秀也

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

03-3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

エネルギーパワー株式会社
<https://kenep.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期（中間）	第9期（中間）	第10期（中間）	第8期	第9期
会計期間	自2023年1月1日 至2023年6月30日	自2024年1月1日 至2024年6月30日	自2024年9月1日 至2025年2月28日	自2023年1月1日 至2023年12月31日	自2024年1月1日 至2024年8月31日
売上高（千円）	885,429	1,111,696	2,134,285	1,962,670	1,525,928
経常利益（千円）	198,902	82,575	348,264	285,333	95,255
中間（当期）純利益（千円）	134,866	52,874	243,169	191,612	60,873
純資産額（千円）	167,681	277,302	531,627	224,427	285,301
総資産額（千円）	1,314,257	1,745,835	4,696,147	1,645,127	2,231,915
1株当たり純資産額（円）	20.96	34.66	66.45	28.05	35.66
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益（円）	16.86	6.61	30.40	23.95	7.61
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	12.8	15.9	11.3	13.6	12.8
自己資本利益率（%）	134.5	21.1	59.5	149.0	23.9
株価収益率（倍）	—	68.1	—	—	59.1
配当性向（%）	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	363,349	220,875	502,377	276,377	216,729
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△87,589	△466,425	△888,287	△319,245	△541,479
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	23,192	210,796	721,398	152,077	507,338
現金及び現金同等物の中間 期末（期末）残高（千円）	403,777	179,279	732,110	214,034	396,622
従業員数（名）	26	26	29	26	29

（注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成していませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 株価収益率については、第8期（中間）及び第8期は、当社株式が非上場であるため記載していません。

第10期（中間）は、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

5. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

6. 第8期（中間）の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第8期及び第9期の財務諸表並びに第9期（中間）の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、あおい監査法人の監査及び中間監査を受けております。第10期（中間）の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、新月有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

7. 従業員数は就業人員数であります。

8. 2024年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

9. 第9期は、決算期変更により2024年1月1日から2024年8月31日までの8ヵ月間となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社は、2024年11月27日開催の取締役会決議により、「系統用蓄電池事業」の企業化を決定し、系統用蓄電池設備設置工事に着工しております。なお、「系統用蓄電池事業」の開始は、2026年8月期からの収益計上を予定しているため、当中間会計期間においては、収益等は発生しておりません。固定資産の取得状況については、第4【設備の状況】1【主要な設備の状況】に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
29	37.9	3.9	4,982

セグメントの名称	従業員数(名)
エンジニアリング事業	9
エネルギーマネジメント事業	7
全社(共通)	13
合計	29

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、管理部門(総務、経理等)の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社は、2024年8月期に決算期（事業年度の末日）を12月31日から8月31日に変更しているため、前中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日）と比較対象期間が異なりますので、対前年中間期増減率については、記載していません。

当中間会計期間における我が国の経済は、賃金の上昇等による雇用・所得環境が改善されたことにより個人消費の緩やかな改善が見られる一方で、根強い円安傾向や資源・原材料価格の高騰、主要各国の経済政策、地政学リスクの高まり等により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境の下、我が国が目指す「2050年カーボンニュートラルの実現」に向け、当社は独自にロードマップを制定いたしました。当社の報告セグメントであるエンジニアリング事業及びエネルギーマネジメント事業に合わせて、再生可能エネルギー由来の発電量及び供給量増加等の電力分野において更なるカーボンニュートラル実現を目指すこととしております。

エンジニアリング事業において、太陽光発電設備工事及びEV充電設備設置工事を安定的に受注し、好調に推移しております。当社は更に収益機会の多様化等を図り、新たに系統用蓄電池（注）設置工事の請負を開始し、翌事業年度にまたがる工事を含め、合計5件（総額約55.5億円）を受注いたしました。

エネルギーマネジメント事業においても、太陽光発電設備2基の建設が終了し、稼働を開始したため、太陽光を活用した電力の供給量も増加いたしました。また、自社保有の系統用蓄電池の運用開始を目指して積極的な設備投資を行うなどの取り組みを行っております。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は2,134,285千円、営業利益は190,605千円、経常利益は348,264千円、中間純利益は243,169千円となりました。

（注）系統用蓄電池とは、電力系統に接続することが可能な大規模蓄電池のことを言い、電力の需給量に応じて、電気を充放電することが可能です。電力は需要量と供給量を同一時間において同一量にすることが必要ですが、太陽光発電や風力発電等の発電量が時間帯や天候等により左右される再生可能エネルギーの普及に伴い、即時に供給量を調整することが可能である系統用蓄電池が、電力系統の安定化に欠かせないものとして期待されております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（エンジニアリング事業）

エンジニアリング事業においては、売上高は1,653,029千円、セグメント利益は281,936千円となりました。

（エネルギーマネジメント事業）

エネルギーマネジメント事業においては、売上高は466,631千円、セグメント利益は7,984千円となりました。

（その他）

その他においては、売上高は14,624千円、セグメント利益は2,050千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、資金という。）は、前事業年度末と比較し335,488千円増加し、732,110千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、502,377千円となりました。これは主に前渡金の増加520,971千円、売上債権の増加660,281千円によりキャッシュ・フローが減少する一方で、契約負債の増加1,272,105千円、税引前中間純利益348,273千円によりキャッシュ・フローの増加が生じたこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、888,287千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出868,627千円が生じたこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、721,398千円となりました。これは主に長期借入れによる収入569,000千円、短期借入金の純増加額255,934千円がある一方で、長期借入金の返済による支出73,390千円が生じたこと等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)
エンジニアリング事業	542,420	—
エネルギーマネジメント事業	229,715	—
その他	12,322	—
合計	784,458	—

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 2024年8月期に決算期(事業年度の末日)を12月31日から8月31日に変更しているため、前中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日)と比較対象期間が異なりますので、前年同期比については、記載しておりません。

(3) 受注実績

当中間会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
エンジニアリング事業	6,348,895	—	5,667,377	—
合計	6,348,895	—	5,667,377	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. エネルギーマネジメント事業及びその他は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

3. 2024年8月期に決算期(事業年度の末日)を12月31日から8月31日に変更しているため、前中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日)と比較対象期間が異なりますので、前年同期比については、記載しておりません。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
エンジニアリング事業	1,653,029	—
エネルギーマネジメント事業	466,631	—
その他	14,624	—
合計	2,134,285	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
かんでんEハウス株式会社	684,418	61.6	1,586,376	74.3

3. 2024年8月期に決算期（事業年度の末日）を12月31日から8月31日に変更しているため、前中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日）と比較対象期間が異なりますので、前年同期比については、記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2024 年 11 月 29 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2023 年 9 月 21 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する事項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の (a) 又は (b) の場合の区分に従い、当該 (a) 又は (b) に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面。

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合。

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて

債権者が記載した書面。

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態ではなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合は停止されることが事実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合。
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）。

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資家保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活

動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日。

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規定等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合であつた株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る議決権又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、1,629,080千円増加し、2,900,389千円となりました。売掛金が37,815千円、商品及び製品が1,517千円減少する一方で、前渡金が520,971千円、完成工事未収入金が406,157千円、現金及び預金が335,988千円増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、835,152千円増加し、1,795,758千円となりました。ソフトウェアが1,121千円、長期前払費用が428千円減少する一方で、機械及び装置(純額)が637,610千円、建設仮勘定が131,338千円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、1,755,552千円増加し、2,656,911千円となりました。未払消費税等が27,215千円、預り金が5,224千円減少する一方で、契約負債が1,272,105千円、短期借入金が255,934千円増加したことが主な要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は、462,354千円増加し、1,507,608千円となりました。長期借入金が420,141千円、繰延税金負債が40,581千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、246,326千円増加し、531,627千円となりました。中間純利益243,169千円の計上が主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、増加した主要な設備は、次のとおりであります。増加した理由は、埼玉県久喜市における太陽光発電設備の取得並びに兵庫県朝来市及び丹波市における系統用蓄電池設備の取得に伴う建設仮勘定の計上によるものであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)							従業員数 (名)
			構築物	機械及 び装置	工具、 器具及 び備品	土地 (面積㎡)	建設 仮勘定	敷金 保証金	合計	
清久西池水上 太陽光発電所 (埼玉県久喜市)	エネルギー マネジメント 事業	太陽光発電 設備	716	233,255	2,189	— (—)	130	11,945	248,237	—
清久大池水上 太陽光発電所 (埼玉県久喜市)	エネルギー マネジメント 事業	太陽光発電 設備	—	411,987	5,912	— (—)	—	21,052	438,952	—
朝来メガパワー 蓄電所 (兵庫県朝来市)	エネルギー マネジメント 事業	系統用 蓄電池設備	—	—	—	15,600 (1,151)	439,979	—	455,580	—
丹波メガパワー 蓄電所 (兵庫県丹波市)	エネルギー マネジメント 事業	系統用 蓄電池設備	—	—	—	14,521 (1,787)	429,476	—	443,998	—

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社は、2024年11月27日開催の取締役会決議により、「系統用蓄電池事業」の企業化を決定し、これに必要な固定資産である系統用蓄電池設備の設置工事に着工しております。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
朝来メガパワー 蓄電所 (兵庫県朝来市)	エネルギー マネジメント 事業	系統用蓄電池 設備	809,000	439,979	借入金	2025年2月	2025年6月	(注)
丹波メガパワー 蓄電所 (兵庫県丹波市)	エネルギー マネジメント 事業	系統用蓄電池 設備	800,000	429,476	借入金	2025年2月	2025年6月	(注)

(注) 完成後の増加能力は、出力で1,976kW、蓄電容量で8,226kWhの増加を想定しています。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2025年5月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,000,000	24,000,000	8,000,000	8,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。
計	32,000,000	24,000,000	8,000,000	8,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年9月1日～ 2025年2月28日	—	8,000,000	—	40,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
米澤 量登	兵庫県芦屋市	7,999,900	99.99
アールイーマネジメント株式会社	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番10号	100	0.00
計	—	8,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,000,000	80,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,000,000	—	—
総株主の議決権	—	80,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における取引価額であります。

2. 2024年9月から2025年2月までにおいては、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報を公表した2024年11月29日以降、本中間発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間財務諸表について、新月有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第9期事業年度 あおい監査法人

第10期中間会計期間 新月有限責任監査法人

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1. 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	406,622	742,611
受取手形	—	739
売掛金	※1 240,793	※1 202,977
完成工事未収入金	56,637	462,795
契約資産	209,692	500,892
商品及び製品	1,517	—
原材料及び貯蔵品	—	424
前渡金	343,260	864,232
前払費用	8,063	12,053
未収消費税等	—	106,425
その他	6,562	8,502
貸倒引当金	△1,841	△1,264
流動資産合計	1,271,309	2,900,389
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,107	8,269
構築物（純額）	513	1,528
機械及び装置（純額）	※1 129,363	※1 766,973
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	1,038	14,183
土地	—	※1 30,121
建設仮勘定	742,848	874,186
有形固定資産合計	880,870	1,695,264
無形固定資産		
ソフトウェア	6,317	5,196
無形固定資産合計	6,317	5,196
投資その他の資産		
投資有価証券	—	21,638
出資金	311	1,311
長期前払費用	6,633	6,204
敷金保証金	49,644	49,641
その他	16,828	16,503
投資その他の資産合計	73,417	95,298
固定資産合計	960,605	1,795,758
資産合計	2,231,915	4,696,147

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	63,645	61,071
工事未払金	159,029	279,725
短期借入金	※1※2 400,000	※1※2 655,934
1年内返済予定の長期借入金	※1 92,618	※1 168,087
未払金	2,999	7,776
未払費用	10,643	6,579
未払法人税等	16,149	67,379
未払消費税等	27,215	—
契約負債	105,982	1,378,087
預り金	8,102	2,878
賞与引当金	10,715	11,900
工事損失引当金	4,259	17,493
流動負債合計	901,359	2,656,911
固定負債		
長期借入金	※1 1,012,255	※1 1,432,396
繰延税金負債	9,920	50,501
役員退職慰労引当金	17,520	18,135
資産除去債務	5,558	6,575
その他	—	0
固定負債合計	1,045,254	1,507,608
負債合計	1,946,613	4,164,520
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
利益剰余金	245,301	488,471
株主資本合計	285,301	528,471
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	3,156
評価・換算差額等合計	—	3,156
純資産合計	285,301	531,627
負債純資産合計	2,231,915	4,696,147

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
売上高		
完成工事高	708,839	1,653,029
売電事業売上高	400,902	466,631
商品売上高	1,953	14,624
売上高合計	1,111,696	2,134,285
売上原価		
完成工事原価	580,504	1,339,300
売電事業売上原価	285,656	428,404
商品売上原価	1,561	12,357
売上原価合計	867,722	1,780,062
売上総利益	243,973	354,223
販売費及び一般管理費	※ 146,462	※ 163,617
営業利益	97,511	190,605
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	6	601
助成金収入	591	1,348
補助金収入	—	200,000
受取還付金	328	—
その他	902	874
営業外収益合計	1,828	202,824
営業外費用		
支払利息	7,938	14,414
支払手数料	2,160	30,145
上場関連費用	6,000	—
その他	666	605
営業外費用合計	16,764	45,165
経常利益	82,575	348,264
特別利益		
固定資産売却益	—	8
特別利益合計	—	8
特別損失		
固定資産除却損	0	—
特別損失合計	0	—
税引前中間純利益	82,575	348,273
法人税、住民税及び事業税	40,978	66,105
法人税等調整額	△11,278	38,997
法人税等合計	29,700	105,103
中間純利益	52,874	243,169

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	82,575	348,273
減価償却費	11,300	46,298
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	3,856	615
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10,105	1,185
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	206	△576
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	△818	13,233
受取利息及び受取配当金	△6	△601
助成金収入	△591	△1,348
補助金収入	—	△200,000
還付金収入	△328	—
支払利息	7,938	14,414
支払手数料	2,160	30,145
上場関連費用	6,000	—
固定資産売却益	—	△8
固定資産除却損	0	—
売上債権の増減額 (△は増加)	390,887	△660,281
棚卸資産の増減額 (△は増加)	739	1,093
仕入債務の増減額 (△は減少)	△222,030	131,234
前渡金の増減額 (△は増加)	△108,220	△520,971
未収消費税等の増減額 (△は増加)	50,535	△106,425
未払消費税等の増減額 (△は減少)	33,297	△27,215
差入保証金の増減額 (△は増加)	2,125	△2,884
契約負債の増減額 (△は減少)	△845	1,272,105
その他	△7,864	△1,346
小計	261,020	336,936
利息及び配当金の受取額	5	508
助成金の受取額	591	1,348
補助金の受取額	—	200,000
還付金の受取額	328	—
利息の支払額	△7,581	△21,633
法人税等の支払額	△33,488	△14,783
営業活動によるキャッシュ・フロー	220,875	502,377

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△432,887	△868,627
有形固定資産の売却による収入	—	8
無形固定資産の取得による支出	△1,390	—
投資有価証券の取得による支出	—	△16,898
出資金の払込による支出	—	△1,000
敷金及び保証金の差入れによる支出	△21,500	△1,380
保証金の返還による支出	—	110
保険の積立による支出	△648	—
定期預金の預入による支出	△10,000	0
定期積金の預入による支出	—	△500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△466,425	△888,287
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△139,996	255,934
長期借入れによる収入	420,000	569,000
長期借入金の返済による支出	△61,048	△73,390
上場関連費用の支出	△6,000	—
その他	△2,160	△30,145
財務活動によるキャッシュ・フロー	210,796	721,398
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△34,754	335,488
現金及び現金同等物の期首残高	214,034	396,622
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 179,279	※ 732,110

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
売掛金	172,370千円	154,248千円
機械及び装置(純額)	129,363千円	766,973千円
土地	－千円	30,121千円
計	301,734千円	951,343千円

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
短期借入金	350,000千円	617,000千円
1年内返済予定の長期借入金	36,230千円	46,777千円
長期借入金	252,260千円	635,994千円
計	638,490千円	1,299,771千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
当座貸越極度額	350,000千円	750,000千円
借入実行残高	350,000千円	446,000千円
差引額	－千円	304,000千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
給料手当	45,615千円	48,894千円
貸倒引当金繰入額	206千円	△576千円
賞与引当金繰入額	8,853千円	15,258千円
役員退職慰労引当金繰入額	3,856千円	3,803千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	189,279千円	742,611千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△10,000千円	△10,500千円
現金及び現金同等物	179,279千円	732,110千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

長期借入金が、会社の事業運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前事業年度 (2024年8月31日)

科目	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	1,104,873	1,093,465	△11,407

当中間会計期間 (2025年2月28日)

科目	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	1,600,483	1,567,569	△32,913

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間 財務諸表 計上額 (注) 3
	エンジニア リング事業	エネルギー マネジメント 事業	計				
売上高							
電力小売	—	400,902	400,902	—	400,902	—	400,902
請負工事	708,839	—	708,839	—	708,839	—	708,839
物品販売	—	—	—	1,953	1,953	—	1,953
顧客との契約から生じる収益	708,839	400,902	1,109,742	1,953	1,111,696	—	1,111,696
外部顧客への売上高	708,839	400,902	1,109,742	1,953	1,111,696	—	1,111,696
セグメント利益	104,437	82,732	187,170	342	187,512	△90,000	97,511

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電設備資材、蓄電池等の商品販売事業及び暗号資産採掘機器の製造販売事業であります。

2. セグメント利益の調整額△90,000千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間 財務諸表 計上額 (注) 3
	エンジニア リング事業	エネルギー マネジメント 事業	計				
売上高							
電力小売	—	466,631	466,631	—	466,631	—	466,631
請負工事	1,653,029	—	1,653,029	—	1,653,029	—	1,653,029
物品販売	—	—	—	14,624	14,624	—	14,624
顧客との契約から生じる収益	1,653,029	466,631	2,119,661	14,624	2,134,285	—	2,134,285
外部顧客への売上高	1,653,029	466,631	2,119,661	14,624	2,134,285	—	2,134,285
セグメント利益	281,936	7,984	289,920	2,050	291,970	△101,364	190,605

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電設備資材及び蓄電池等の商品販売事業であります。

2. セグメント利益の調整額△101,364千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり中間純利益	6.61円	30.40円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	52,874	243,169
普通株式に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	52,874	243,169
普通株式の期中平均株式数(株)	8,000,000	8,000,000

(注) 1. 当社は、2023年12月15日の当社取締役会の決議に基づき、2024年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月30日

エネルギーパワー株式会社

取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐野明彦

公認会計士

池田晴彦

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエネルギーパワー株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エネルギーパワー株式会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年8月31日をもって終了した前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2024年9月30日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して2024年11月29日付けで無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上